

広情審第1号

平成24年3月6日

広島市長 松井一實様

広島市情報公開審査会

会長 大久保隆志

公文書部分開示決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成23年2月7日付け広活再第32号で諮問のあったこのことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第53号関係）

別添（諮問第53号関係）

答 申 書

平成23年2月7日付け広活再第32号で諮問のあった事案（諮問第53号で受理）について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

「広島商工会議所と市民球場跡地との関係（商工会議所との協議内容）」及び「PL教団のビルとの市民球場跡地との関係（PL教団との協議内容）」の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、広島市長（以下「実施機関」という。）が別紙1の協議記録（以下「本件対象公文書」という。）について部分開示した決定は、妥当です。

第2 異議申立ての趣旨

平成22年12月27日付け異議申立ての趣旨は、異議申立人（以下「申立人」という。）が同年9月22日付けで行った本件開示請求に対し、実施機関が同年11月5日付け広活再第209号で行った部分開示決定（以下「本件部分開示決定」という。）を取り消し、本件対象公文書を開示するよう求めているものです。

第3 申立人の主張の要旨

申立人の異議申立書及び口頭意見陳述での主張を要約すると、おおむね次のとおりです。

1 旧市民球場は、戦後復興を象徴する建物・施設であるため、市民の多くが関心を持っており、その解体の是非や解体後の跡地の利用について、十分検討されるべきである。そのため、跡地利用における広島商工会議所とPL教団の建物移転の状況を知りたいと思い、本件開示請求を行ったものである。

ところが、広島商工会議所やPL教団との協議内容が黒塗り表示され、件名以外中身のまったく分からないものになっている本件部分開示決定は、前時代的な秘密主義の行政そのものであり、とても納得できるものではない。

2 旧市民球場は公的な施設であるから、広島商工会議所の公的な人と市長等の公人との協議は公的な情報である。広島商工会議所が跡地利用に関してマスコミに情報提供しているにもかかわらず、本件部分開示決定では、跡地利用の肝心なところが隠され

ており、市民負担の可能性のある補助金や単価、あるいは広島商工会議所の移転位置とか基本的なこともわからない。

また、広島商工会議所の方とはウエイトは違うが、P L教団の方も宗教法人として公的法人と言えるので、同様に協議内容を公開してもらいたい。

どのような内容が議論され、どのように広島市負担分が生じるようになっているのかは、広島市民の暮らしと大いに関連する旧市民球場のことであるので、市民は知る権利があると思う。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の説明書及び口頭意見陳述での主張を要約すると、おおむね次のとおりです。

- 1 旧市民球場跡地の活用は、平成21年1月に「現球場（広島市民球場）跡地利用計画（以下「利用計画」という。）」を策定し、現在、利用計画に基づき球場跡地整備を進めているところである。利用計画には、広島商工会議所ビルの移転及びP L教団敷地を本市が将来的に公園整備する内容を盛り込んである。

これまで広島商工会議所と本市との間で、広島商工会議所ビルの移転等についての協議を行ってきた。本件対象公文書は、平成19年から広島商工会議所と行ってきた協議記録であり、その主な内容は広島商工会議所ビル移転に伴う土地の売買に関すること、広島商工会議所ビル建設に関すること及び旧市民球場跡地整備に関することである。

また、これまでP L教団と本市との間で、P L教団の移転についての協議を行ってきた。本件対象公文書は、平成20年からP L教団と行ってきた協議記録であり、その主な内容は施設移転に関するP L教団の意向に関すること及び移転手法に関することである。

- 2 本件対象公文書のうち広島商工会議所分について

- (1) 協議出席者等の氏名、役職及び協議内容において特定の個人が識別できる情報については、市長、市職員及び広島商工会議所の代表である大田会頭以外は広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号。以下「条例」という。）第7条第1号の個人情報に該当するものとして、不開示としたものである。
- (2) 広島商工会議所ビルの移転に関しては、現在地から旧市民球場跡地東側へ移転することの意思決定は広島商工会議所内部でなされており、広島商工会議所会員（以下「会員」という。）も認知しているところであるが、ビル移転の詳細部分については、現在、広島商工会議所内部で検討している段階であり、全会員への周知も行われていない情報である。こうした状況において、これらの情報を公にすれば、会員の不要な誤解や憶測を招き、会員からの支援・賛同を得られなくなるなど、ビル移転に著しい影響を生ずるおそれがある。

このため、内部検討段階の情報など広島商工会議所が公にしていない情報については、条例第7条第2号の「・・・公にすることにより当該法人等・・・の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位を害すると認められるもの。・・・」に該当するものとして、不開示としたものである。

- (3) また、広島商工会議所ビル移転に係る試案など旧市民球場跡地整備に関する内部検討段階の情報については、不確定要素が多く含まれる内容である。

これらの情報を公にすれば、市民や関係者に不要な誤解や憶測を招くほか、これまで築き上げてきた広島商工会議所等との信頼関係が損なわれ、今後真摯な意見交換等ができなくなることも懸念され、利用計画の事業遂行に著しい影響が生ずるおそれがあるため、条例第7条第3号の「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するものとして、不開示としたものである。

3 本件対象公文書のうちPL教団分について

- (1) 協議出席者等の氏名、役職及び協議内容において特定の個人が識別できる情報については、市職員以外は条例第7条第1号の個人情報に該当するものとして、不開示としたものである。

- (2) PL教団の移転に関しては、広島商工会議所ビルの移転と異なり、その移転を将来的な構想として、利用計画に位置づけられているにすぎない。このため、PL教団と本市との双方で合意し、公表している情報は、移転に向けて協議を進めていることのみであり、これ以外の公表されていない情報を公にすれば、PL教団会員の不要な誤解や憶測を招くなど、ビル移転に著しい影響を生ずるおそれがある。

このため、PL教団の移転の協議内容については、条例第7条第2号の「・・・公にすることにより当該法人等・・・の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位を害すると認められるもの。・・・」に該当するものとして、不開示としたものである。

- (3) また、PL教団の移転に伴う内部検討段階の試案については、不確定要素が多く含まれる内容である。

これらの情報を公にすれば、市民や関係者に不要な誤解や憶測を招くほか、これまで築き上げてきたPL教団との信頼関係が損なわれ、今後真摯な意見交換等ができなくなることも懸念され、利用計画の事業遂行に著しい影響が生ずるおそれがあるため、条例第7条第3号の「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するものとして、不開示としたものである。

第5 審査会の判断理由

当審査会としては、本件対象公文書を見分し、条例の規定に則して検討した結果、以下のとおり判断します。

1 本件対象公文書のうち広島商工会議所分について

- (1) 広島商工会議所は、商工会議所法に基づき「その地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資することを目的」として設立された特別認可法人ですが、条例第7条第2号の対象外として規定されている「国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人」には該当しないので、同号の「法人その他の団体」に当たります。
- (2) 本件対象公文書は、広島商工会議所ビルの移転等に関して、平成19年から広島商工会議所と実施機関との間で行ってきた協議の記録であり、その主な内容は広島商工会議所ビル移転に伴う土地の売買に関する事、広島商工会議所ビル建設に関する事及び旧市民球場跡地整備に関する事であると認められます。

したがって、広島商工会議所と実施機関との間で行ってきた広島商工会議所ビルの移転等に関する協議は、非公開でなされた利用計画に関する団体との折衝内容であるため、本件開示請求時において記者発表等によって公になっていない情報については、利用計画に関する事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであり、原則として、当該文書全体が条例第7条第3号に規定する不開示情報に該当するものと考えられます。

- (3) ところで、本件対象公文書は部分開示されていることから、不開示とされた部分について、条例第7条各号の該当性を個別に検討しておきます。

ア 条例第7条第1号該当性について

市長、市職員及び広島商工会議所の代表である大田会頭を除く協議出席者等の氏名、役職名など特定の個人が識別できる情報については、個人情報に該当するものと認められるため、条例第7条第1号により不開示とすることが相当です。

イ 条例第7条第2号及び第3号該当性について

広島商工会議所ビル移転に伴う土地の売買及び広島商工会議所ビル建設に関する情報などについては、広島商工会議所において、広島商工会議所ビルの移転条件等を詰めている内部協議や検討段階のものであるため、当事者である広島商工会議所にとっては、これらの情報を公にすることにより、広島商工会議所内外の関係者の不要な誤解や憶測を招くなど、当該法人の事業運営上の地位その他社会的な地位を害すると認められるものとして、条例第7条第2号に該当します。また、これらの情報は、上記(2)のとおり、非公開でなされた利用計画に関する

折衝内容であるため、これらの情報を公にすることにより、利用計画に関する事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして、条例第7条第3号にも該当するため、不開示とすることが相当です。

次に、旧市民球場跡地整備に関する情報については、広島商工会議所と実施機関が広島商工会議所ビルの移転を含んだ利用計画全般にわたる内部検討段階の意見交換等であり、これらの情報を公にすることにより、市民や関係者に不要な誤解や憶測を招くほか、広島商工会議所等との信頼関係が損なわれ、今後、忌憚のない自由な意見交換等ができなくなることも懸念され、利用計画に関する事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして、条例第7条第3号により不開示とすることが相当です。

2 本件対象公文書のうちP L教団分について

- (1) P L教団は、宗教法人法に基づく宗教法人であり、条例第7条第2号の対象外として規定されている「国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人」には該当しないので、同号の「法人その他の団体」に当たります。
- (2) 本件対象公文書は、P L教団の移転に関して、平成20年からP L教団と実施機関との間で行ってきた協議の記録であり、その主な内容は施設移転に関するP L教団の意向に関すること及び移転手法に関することであると認められます。

P L教団と実施機関との間で行ってきたP L教団の施設移転等に関する協議は、広島商工会議所ビルの移転に関する情報とは異なり、その移転については、将来的な構想として利用計画に位置付けられているにすぎず、P L教団と本市との双方で合意のうえ公表している情報は、移転に向けて協議を進めている事実のみとなっています。したがって、本件対象公文書のうち、P L教団と実施機関との間で行ってきたP L教団の施設移転等に関する協議は、非公開でなされた折衝内容であるため、利用計画に関する事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであり、原則として、当該文書全体が条例第7条第3号に規定する不開示情報に該当するものと考えられます。

- (3) ところで、本件対象公文書は部分開示されていることから、不開示とされた部分について、条例第7条各号の該当性を個別に検討しておきます。

ア 条例第7条第1号該当性について

市職員を除く協議出席者等の氏名、役職名など特定の個人が識別できる情報については、個人情報に該当するものと認められるため、条例第7条第1号により不開示とすることが相当です。

イ 条例第7条第2号及び第3号該当性について

P L教団と実施機関との間で行ってきたP L教団の施設移転等に関する協議については、上記(2)のとおり、非公開でなされた折衝内容であるため、その内容は、成案となっていない検討段階の内部管理情報であり、当事者であるP

L教団にとっては、これらの情報を公にすることにより、P L教団内外の関係者の不要な誤解や憶測を招くなど、当該法人の事業運営上の地位その他社会的な地位を害すると認められるものとして、条例第7条第2号に該当します。また、これらの情報は、非公開でなされた利用計画に関する折衝内容であるため、公にすることにより、利用計画に関する事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして、条例第7条第3号にも該当するため、不開示とすることが相当です。

- 3 以上のことから、実施機関が、本件対象公文書中の不開示部分について、条例第7条第1号乃至第3号の各号に該当するものとして不開示としたことは、結論において妥当であると判断するものです。

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものです。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙2のとおりです。

別紙 1

〔本件対象公文書〕 協議録等

1 商工会議所との協議内容

- ① 広島商工会議所大田会頭と米神副市長の意見交換の概要 (H19.12.5)
- ② 現球場跡地利用の今後の進め方等に係る商工会議所会頭と米神副市長との協議結果 (H20.1.28)
- ③ 現球場跡地利用に係る市長と商工会議所会頭との会談結果 (H20.2.6)
- ④ 現球場跡地利用に係る商工会議所大田会頭と米神副市長との意見交換の結果概要 (H20.2.28)
- ⑤ 現球場跡地利用に係る広島商工会議所大田会頭との協議結果について (H20.6.5)
- ⑥ 現球場跡地関係：広島商工会議所との意見交換 (H20.8.12)
- ⑦ 現球場跡地利用に係る広島商工会議所大田会頭との協議結果について (H20.12.19)
- ⑧ 旧市民球場跡地利用に係る広島商工会議所大田会頭との協議結果について (H21.4.22)
- ⑨ 旧市民球場跡地利用に係る広島商工会議所大田会頭との協議結果について (H21.7.2)
- ⑩ 旧市民球場跡地利用に係る広島商工会議所大田会頭との協議結果について (H21.7.23)
- ⑪ 旧市民球場跡地利用に係る広島商工会議所大田会頭との協議結果について (H21.12.18)
- ⑫ 旧市民球場跡地利用に係る広島商工会議所大田会頭との協議結果について (H22.2.16)
- ⑬ 旧市民球場跡地利用に係る広島商工会議所大田会頭との協議結果について (H22.4.1)
- ⑭ 旧市民球場跡地利用に係る広島商工会議所大田会頭との協議結果について (H22.5.13)

2 P L教団との協議内容

- ① 現球場跡地利用に係るP L教団との協議メモ (H20.6.2)
- ② 現球場跡地に関わるP L教団との協議結果 (H20.9.12)
- ③ 現球場跡地に関わるP L教団との協議結果 (H20.10.6)
- ④ 旧市民球場跡地に関わるP L教団との協議結果 (H22.2.2)
- ⑤ 旧市民球場跡地に関わるP L教団広島中央教会との協議結果 (H22.2.12)
- ⑥ 旧市民球場跡地に関わるP L教団との協議結果 (H22.8.10)

別紙2

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
23. 2. 7	広活再第32号の諮問を受理（諮問第53号で受理）
23. 11. 1 （第1回審査会）	審議（事案の概要説明）
23. 12. 2 （第2回審査会）	審議（申立人及び実施機関の口頭意見陳述）
24. 1. 12 （第3回審査会）	審議
24. 2. 10 （第4回審査会）	審議

参 考

広島市情報公開審査会委員名簿（五十音順）

氏 名	役 職 名
大久保 隆 志 (会 長)	広島大学大学院法務研究科教授
片 木 晴 彦	広島大学大学院法務研究科教授
近 藤 いずみ	弁護士
ジョージ・R・ハラダ	広島経済大学経済学部教授
藤 元 康 之	中国新聞社呉支社長